

Smart vLive®サービス利用規約 【現改比較表】 2025年10月1日現在

～2025年10月31日

2025年11月1日～

第1条 ～ 第2条（略）	第1条 ～ 第2条（略）
（定義） 第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。 （1）～（23）（略）	（定義） 第3条（略） （1）～（23）（略）
（24）「サービスプラン変更」とは、別途料金表に定める「 セミナー配信支援パック 」以外のサービスプラン間において、別のサービスプランに契約変更することをいいます。 （25）（略） （26）「 セミナー配信支援パック 」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、「 動画配信プラットフォームサービス 」に加え、配信時の一部機材・オペレーションを支援するものをいいます。	（24）「サービスプラン変更」とは、別途料金表に定めるサービスプラン間において、別のサービスプランに契約変更することをいいます。 （25）（略） （26） 削除
第4条（略）	第4条（略）
（違約金） 第5条 「セミナー配信支援パック」の契約者は、第2項に定める期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に本サービスに係る申込みの取り下げおよび申込内容の変更、契約の解約があった場合は、第2項に定める料金を一括して支払うものとします。 2 前項の違約金発生期間および違約金額は、事前準備も含めた「セミナー配信支援パック」利用開始日から起算して 1ヶ月前の場合、契約金額の30% 2週間前の場合、契約金額の50% 1週間前の場合、契約金額の100% とします。	第5条 削除
第6条 ～ 第9条（略）	第6条 ～ 第9条（略）

(当社が行う本契約の解約) 第10条 (略) 2～3(略) 4 前項により契約の全部が解約されたときは、<u>第5条(違約金)の規定は適用しません。ただし、本項の規定は</u>当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。	(当社が行う本契約の解約) 第10条 (略) 2～3(略) 4 前項により契約の全部が解約された<u>場合であっても</u>、当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。
第11条 ～ 第23条 (略)	第11条 ～ 第23条 (略)
(責任の制限) 第24条 当社は、本サービス(<u>本項及び第2項において「セミナー配信支援パック」を除くものとする。</u>)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 2 (略) 3 <u>当社は、本サービスのうち「セミナー配信支援パック」を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。また当社が契約者に対して賠償責任を負う場合においては、「セミナー配信支援パック」契約時の契約金額を上限とし、その責任を負うものとします。</u> 4 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しないものとします。	(責任の制限) 第24条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 2 (略) 3 削除 4 (略)
第25条 ～ 第34条 (略)	第25条 ～ 第34条 (略)
(別紙)料金表 (略)	(別紙)料金表 (略)

(別紙)料金表:セミナー配信支援パック

■初期費用

・本メニューにおいて、契約者は初期費用として以下の項目の料金の支払いを要します。

各種設定作業費(1回あたり)	別途提示
----------------	------

■利用料 システム利用料		利用時間 ※2				
		60	90	120	150	180
最大同時視聴端末数 ※1	100	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	300	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	500	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	800	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	1000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	2000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	2500	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	3000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	4000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	5000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示

システム利用時間超過加算額(超過30分ごと)	別途提示
最大視聴端末数超過加算額(超過100端末ごと)	別途提示

※1 本サービスで提供される動画配信プラットフォームにアクセスし、同時に視聴可能な人数の最大値

※2 本サービスを利用して開催するセミナー・イベント等の配信における想定配信時間

■オプション利用料

・オプションメニューおよびその料金は、当社が別に提示するものとします。

(1)請求する料金の種類は以下の通りです。

・初期費用

-各種設定作業費

・利用料

-システム利用料

-システム利用超過加算額

-最大視聴端末数超過加算額

・オプション利用料

(2)契約者は、セミナー配信システムおよびオプションの希望利用期間について申込み前に当社へ当該期間におけるサービス提供可否について確認を実施し、提供可能と回答があった場合に申込みを行うこととする。

申込み後に希望利用期間に変更があった場合、契約者はすみやかに当社へ通知を行い、変更後の利用期間におけるサービス提供可否の確認を行うこととする。

申込み後の希望利用期間の変更により当社がサービス提供を行えない場合においても、契約者は設定費用およびシステム利用料、オプション利用料の支払いを要します。

(3)契約者は、当社の責めに帰すべき理由によりサービスの提供をしなかった場合を除き、設定費用およびシステム利用料、オプション利用料の支払いを要します。

(4)システム利用料は、サービスの申込みがあった際に契約者から申告のあった最大同時視聴端末数および本サービスを利用して開催するセミナー・イベント等の配信における想定配信時間をシステム利用時間とし、最大同時視聴端末数およびシステム利用時間に応じて算定した額とします。

(5)サービスの申込みがあった際に契約者から申告のあった最大視聴可能数およびシステム利用時間を超える利用があった場合、超過視聴数および超過配信時間に応じてシステム利用料と超過加算額を合算した額をお支払いいただきます。

(6)最大同時視聴端末数とは、セミナー配信システムにアクセスし同時に視聴可能な端末数の最大値です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、契約時に定めた最大同時視聴端末数を超えて配信があった場合、1回の配信において記録した最も高い同時視聴端末数をもとに、最大同時視聴端末数を超過した視聴端末数100台ごとに、別に提示する超過時の料金額を支払うこととします。同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。

(7)システム利用時間とは、本サービスを利用して行うセミナー等において、参加者が視聴可能となる時点から配信を終了する時点までの時間とします。契約時に定めたシステム利用時間を超えて利用があった場合、超過した時間に応じて30分ごとに別に提示する超過時の料金額を支払うこととします。

(8)オプション利用料について、提供内容の詳細および提供条件については別に定める料金表および重要説明事項にて定めることとする。

附 則（令和7年9月19日 CAS2サ第000400014686-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。